

香川県条例第4号

香川県使用料、手数料条例等の一部を改正する条例

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第1条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																																																															
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略																																																																															
(指定試験機関等への納付等) 第4条 略				(指定試験機関等への納付等) 第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。 2 前項の規定により試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。																																																																															
別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部				別表第1(第2条関係) 第1表 使用料の部																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 行政財産の目的外使用の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)~(3) 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4) 自動車試験場</td> <td>大型自動車</td> <td>1回 1時間</td> <td><u>1,530円</u></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>1回 1時間</td> <td><u>1,390円</u></td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>1回 1時間</td> <td><u>980円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(5)・(6) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)~(7) 略</td> </tr> <tr> <td>(8) 香川県立</td> <td>視聴覚ホール使用</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>4,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 行政財産の目的外使用の使用料				(1)~(3) 略				(4) 自動車試験場	大型自動車	1回 1時間	<u>1,530円</u>	普通自動車	1回 1時間	<u>1,390円</u>	自動二輪車	1回 1時間	<u>980円</u>	(5)・(6) 略				2 公の施設の使用料				(1)~(7) 略				(8) 香川県立	視聴覚ホール使用	1時間当たり	<u>4,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1 行政財産の目的外使用の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)~(3) 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(4) 自動車試験場</td> <td>大型自動車</td> <td>1回 1時間</td> <td><u>1,490円</u></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>1回 1時間</td> <td><u>1,280円</u></td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>1回 1時間</td> <td><u>850円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(5)・(6) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 公の施設の使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1)~(7) 略</td> </tr> <tr> <td>(8) 香川県立</td> <td>視聴覚ホール使用</td> <td>1時間当たり</td> <td><u>3,660円</u></td> </tr> </tbody> </table>				種別	区分	単位	金額	1 行政財産の目的外使用の使用料				(1)~(3) 略				(4) 自動車試験場	大型自動車	1回 1時間	<u>1,490円</u>	普通自動車	1回 1時間	<u>1,280円</u>	自動二輪車	1回 1時間	<u>850円</u>	(5)・(6) 略				2 公の施設の使用料				(1)~(7) 略				(8) 香川県立	視聴覚ホール使用	1時間当たり	<u>3,660円</u>
種別	区分	単位	金額																																																																																
1 行政財産の目的外使用の使用料																																																																																			
(1)~(3) 略																																																																																			
(4) 自動車試験場	大型自動車	1回 1時間	<u>1,530円</u>																																																																																
	普通自動車	1回 1時間	<u>1,390円</u>																																																																																
	自動二輪車	1回 1時間	<u>980円</u>																																																																																
(5)・(6) 略																																																																																			
2 公の施設の使用料																																																																																			
(1)~(7) 略																																																																																			
(8) 香川県立	視聴覚ホール使用	1時間当たり	<u>4,000円</u>																																																																																
種別	区分	単位	金額																																																																																
1 行政財産の目的外使用の使用料																																																																																			
(1)~(3) 略																																																																																			
(4) 自動車試験場	大型自動車	1回 1時間	<u>1,490円</u>																																																																																
	普通自動車	1回 1時間	<u>1,280円</u>																																																																																
	自動二輪車	1回 1時間	<u>850円</u>																																																																																
(5)・(6) 略																																																																																			
2 公の施設の使用料																																																																																			
(1)~(7) 略																																																																																			
(8) 香川県立	視聴覚ホール使用	1時間当たり	<u>3,660円</u>																																																																																

文書館	料		
	会議室使用料	1時間当たり	<u>1,250円</u>
(9)～(11) 略			
(12) 香川県社会福祉総合センター	大会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>38,550円</u>
	第1中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>21,320円</u>
	第2中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>18,000円</u>
	特別会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>41,340円</u>
	第1研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>8,320円</u>
	第2研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>8,770円</u>
	OA研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>9,800円</u>
	和室研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>11,670円</u>
	介護実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>27,840円</u>
	調理実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>21,390円</u>
	文化教養室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>17,600円</u>
	健康プレイルーム使用料		
	専用使用の場合	午前9時から午後9時まで	<u>22,720円</u>
	専用使用でない場合	1人につき1回	<u>220円</u>
	コミュニティホール使用料	午前9時から午後9時まで	<u>66,060円</u>

文書館	料		
	会議室使用料	1時間当たり	<u>1,150円</u>
(9)～(11) 略			
(12) 香川県社会福祉総合センター	大会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>35,060円</u>
	第1中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>19,400円</u>
	第2中会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>16,380円</u>
	特別会議室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>38,210円</u>
	第1研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,560円</u>
	第2研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>7,970円</u>
	OA研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>8,920円</u>
	和室研修室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>10,620円</u>
	介護実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>25,340円</u>
	調理実習室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>19,470円</u>
	文化教養室使用料	午前9時から午後9時まで	<u>16,010円</u>
	健康プレイルーム使用料		
	専用使用の場合	午前9時から午後9時まで	<u>20,660円</u>
	専用使用でない場合	1人につき1回	<u>200円</u>
	コミュニティホール使用料	午前9時から午後9時まで	<u>60,470円</u>

(13) さぬきこ どもの国	リハーサル室使用 料	午前9時から午 後9時まで	<u>8,570円</u>
	第1 楽屋使用料	午前9時から午 後9時まで	<u>2,470円</u>
	第2 楽屋使用料	午前9時から午 後9時まで	<u>4,330円</u>
	略		
	スペースシアター 観覧料		
	プラネタリウム による天体運行 等の投影		
	個人		
	一般	1人につき1回	<u>600円</u>
	高等学校生	1人につき1回	<u>350円</u>
	徒 略		
団体 (20人 以上)			
一般	1人につき1回	<u>500円</u>	
略			
全天周映像機に よる映画の上映			
個人			
一般	1人につき1回	<u>600円</u>	
高等学校生	1人につき1回	<u>350円</u>	
徒 略			
団体 (20人 以上)			
一般	1人につき1回	<u>500円</u>	
略			
(14) 香川県産 業技術センタ	略 機器使用料		<u>11,940円</u> を超えない範囲で規 則で定める額

(13) さぬきこ どもの国	リハーサル室使用 料	午前9時から午 後9時まで	<u>7,790円</u>
	第1 楽屋使用料	午前9時から午 後9時まで	<u>2,260円</u>
	第2 楽屋使用料	午前9時から午 後9時まで	<u>3,950円</u>
	略		
	スペースシアター 観覧料		
	プラネタリウム による天体運行 等の投影		
	個人		
	一般	1人につき1回	<u>510円</u>
	高等学校生	1人につき1回	<u>310円</u>
	徒 略		
団体 (20人 以上)			
一般	1人につき1回	<u>410円</u>	
略			
全天周映像機に よる映画の上映			
個人			
一般	1人につき1回	<u>510円</u>	
高等学校生	1人につき1回	<u>310円</u>	
徒 略			
団体 (20人 以上)			
一般	1人につき1回	<u>410円</u>	
略			
(14) 香川県産 業技術センタ	略 機器使用料		<u>10,350円</u> を超えない範囲で規 則で定める額

一	研修室使用料	1時間当たり	<u>1,490円</u>
	会議室使用料	1時間当たり	<u>360円</u>
	視聴覚室使用料	1時間当たり	<u>650円</u>
	開放試験室使用料	1時間当たり	<u>290円</u>
	略		
(15) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	機器使用料	4,950円を超えない範囲で規則で定める額	
	開放研究室使用料	1時間当たり	<u>290円</u>
(16) 香川県産業交流センター	大展示場使用料		
	日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）	午前9時から午後5時まで	<u>623,400円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>311,700円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>311,700円</u>
		午後5時から午後9時まで	<u>311,700円</u>
	その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>519,700円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>259,800円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>259,800円</u>
		午後5時から午後9時まで	<u>259,800円</u>
	小展示場使用料		
	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>211,200円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>105,600円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>105,600円</u>
		午後5時から午後9時まで	<u>105,600円</u>

一	研修室使用料	1時間当たり	<u>1,430円</u>
	会議室使用料	1時間当たり	<u>340円</u>
	視聴覚室使用料	1時間当たり	<u>630円</u>
	開放試験室使用料	1時間当たり	<u>280円</u>
	略		
(15) 香川県産業技術センター発酵食品研究所	機器使用料	4,320円を超えない範囲で規則で定める額	
	開放研究室使用料	1時間当たり	<u>280円</u>
(16) 香川県産業交流センター	大展示場使用料		
	日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）	午前9時から午後5時まで	<u>556,600円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>278,300円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>278,300円</u>
		午後5時から午後9時まで	<u>278,300円</u>
	その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>464,000円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>232,000円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>232,000円</u>
		午後5時から午後9時まで	<u>232,000円</u>
	小展示場使用料		
	日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>188,600円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>94,300円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>94,300円</u>
		午後5時から午後9時まで	<u>94,300円</u>

その他の日	後9時まで 午前9時から午後5時まで	<u>175,800円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>87,900円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>87,900円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>87,900円</u>
第1屋外展示場使用料		
日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>50,800円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>25,400円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>25,400円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>42,300円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>21,200円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>21,200円</u>
第2屋外展示場使用料		
日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>6万円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>3万円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>3万円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>50,200円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>25,100円</u>

その他の日	後9時まで 午前9時から午後5時まで	<u>157,000円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>78,500円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>78,500円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>78,500円</u>
第1屋外展示場使用料		
日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>45,400円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>22,700円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>22,700円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>37,800円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>18,900円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>18,900円</u>
第2屋外展示場使用料		
日曜日、土曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	<u>53,600円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>26,800円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>26,800円</u>
その他の日	午前9時から午後5時まで	<u>44,800円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>22,400円</u>

	午後1時から午後5時まで	<u>25,100円</u>
大会議室使用料		
舞台以外の部分	午前9時から午後5時まで	<u>87,630円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>43,810円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>43,810円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>43,810円</u>
舞台	午前9時から午後5時まで	<u>19,400円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>9,700円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>9,700円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>9,700円</u>
中会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>23,920円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>11,960円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>11,960円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>11,960円</u>
小会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>7,950円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>3,980円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>3,980円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>3,980円</u>

	午後1時から午後5時まで	<u>22,400円</u>
大会議室使用料		
舞台以外の部分	午前9時から午後5時まで	<u>78,240円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>39,120円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>39,120円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>39,120円</u>
舞台	午前9時から午後5時まで	<u>17,320円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>8,660円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>8,660円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>8,660円</u>
中会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>21,360円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>10,680円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>10,680円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>10,680円</u>
小会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>7,100円</u>
	午前9時から午後1時まで	<u>3,550円</u>
	午後1時から午後5時まで	<u>3,550円</u>
	午後5時から午後9時まで	<u>3,550円</u>

(17) 香川県新規産業創出支援センター	特別会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>35,480円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>17,740円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>17,740円</u>
		午後5時から午後9時まで	<u>17,740円</u>
	略		
略	電磁環境試験設備使用料	1時間当たり	<u>30,010円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	会議室使用料		
	大会議室	1時間当たり	<u>1,950円</u>
	小会議室	1時間当たり	<u>800円</u>
略			
(18) 略			
(19) 香川県サンポート高松交流拠点施設	国際会議場		
	会議室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>121,070円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	応接室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>10,700円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	第1控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,830円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	第2控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,830円</u> を超えない範囲で規則で

(17) 香川県新規産業創出支援センター	特別会議室使用料	午前9時から午後5時まで	<u>31,680円</u>
		午前9時から午後1時まで	<u>15,840円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>15,840円</u>
		午後5時から午後9時まで	<u>15,840円</u>
	略		
略	電磁環境試験設備使用料	1時間当たり	<u>28,630円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	会議室使用料		
	大会議室	1時間当たり	<u>1,560円</u>
	小会議室	1時間当たり	<u>640円</u>
略			
(18) 略			
(19) 香川県サンポート高松交流拠点施設	国際会議場		
	会議室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>112,100円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	応接室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>9,300円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	第1控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,200円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	第2控室使用料	午前9時から午後10時まで	<u>4,200円</u> を超えない範囲で規則で

	ビジネスルーム 使用料	午前9時から午後10時まで	定める額 <u>7,480円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	展示場 展示場使用料	午前9時から午後10時まで	<u>115,420円</u> を超えない範囲で規則で定める額
(20) 県民いこいの森野営場及び大川山野営場	略 野営地使用料 一般 個人 団体(30人以上) 児童生徒 個人 団体(30人以上)	1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊	<u>370円</u> <u>220円</u> <u>220円</u> <u>150円</u>
(21)～(25) 略 (26) 香川県青年センター	略 宿泊施設 洋室 一般利用 特別利用 和室 一般利用 特別利用	1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊	<u>1,950円</u> <u>1,300円</u> <u>1,700円</u> <u>1,180円</u>
(27)～(30) 略 (31) 香川県民ホール	略 大ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的と	午前9時から午後10時まで	<u>559,660円</u>

	ビジネスルーム 使用料	午前9時から午後10時まで	定める額 <u>6,500円</u> を超えない範囲で規則で定める額
	展示場 展示場使用料	午前9時から午後10時まで	<u>99,500円</u> を超えない範囲で規則で定める額
(20) 県民いこいの森野営場及び大川山野営場	略 野営地使用料 一般 個人 団体(30人以上) 児童生徒 個人 団体(30人以上)	1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊	<u>260円</u> <u>150円</u> <u>150円</u> <u>100円</u>
(21)～(25) 略 (26) 香川県青年センター	略 宿泊施設 洋室 一般利用 特別利用 和室 一般利用 特別利用	1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊 1人につき1泊	<u>1,820円</u> <u>1,170円</u> <u>1,570円</u> <u>1,040円</u>
(27)～(30) 略 (31) 香川県民ホール	略 大ホール 入場料を徴収する場合 営利を目的と	午前9時から午後10時まで	<u>466,400円</u>

する場合	後10時まで	を超えない 範囲で規則 で定める額
営利を目的と しない場合	午前9時から午 後10時まで	<u>559,660円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
入場料を徴収し ない場合		
営利を目的と する場合	午前9時から午 後10時まで	<u>475,720円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
営利を目的と しない場合	午前9時から午 後10時まで	<u>279,830円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
小ホール		
入場料を徴収す る場合		
営利を目的と する場合	午前9時から午 後10時まで	<u>276,650円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
営利を目的と しない場合	午前9時から午 後10時まで	<u>276,650円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
入場料を徴収し ない場合		
営利を目的と する場合	午前9時から午 後10時まで	<u>235,160円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
営利を目的と	午前9時から午	<u>138,330円</u>

する場合	後10時まで	を超えない 範囲で規則 で定める額
営利を目的と しない場合	午前9時から午 後10時まで	<u>466,400円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
入場料を徴収し ない場合		
営利を目的と する場合	午前9時から午 後10時まで	<u>396,440円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
営利を目的と しない場合	午前9時から午 後10時まで	<u>233,200円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
小ホール		
入場料を徴収す る場合		
営利を目的と する場合	午前9時から午 後10時まで	<u>230,560円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
営利を目的と しない場合	午前9時から午 後10時まで	<u>230,560円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
入場料を徴収し ない場合		
営利を目的と する場合	午前9時から午 後10時まで	<u>195,980円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
営利を目的と	午前9時から午	<u>115,280円</u>

	しない場合	後10時まで	を超えない 範囲で規則 で定める額		しない場合	後10時まで	を超えない 範囲で規則 で定める額
	多目的大会議室 営利を目的とす る場合	午前9時から午 後10時まで	<u>172,860円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額		多目的大会議室 営利を目的とす る場合	午前9時から午 後10時まで	<u>144,060円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額
	営利を目的とし ない場合	午前9時から午 後10時まで	<u>115,240円</u> を超えない 範囲で規則 で定める額		営利を目的とし ない場合	午前9時から午 後10時まで	<u>96,040円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額
	楽屋	午前9時から午 後10時まで	<u>8,020円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額		楽屋	午前9時から午 後10時まで	<u>6,690円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額
	リハーサル室	午前9時から午 後10時まで	<u>20,280円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額		リハーサル室	午前9時から午 後10時まで	<u>16,900円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額
	練習室	午前9時から午 後10時まで	<u>7,060円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額		練習室	午前9時から午 後10時まで	<u>5,890円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額
	会議室	午前9時から午 後10時まで	<u>63,980円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額		会議室	午前9時から午 後10時まで	<u>53,320円</u> を 超えない範 囲で規則で 定める額
(32) 香川県立 ミュージアム	略 歴史展示室及び常 設展示室の観覧料 (学齢に達しない 者、児童、中学校 生徒、高等学校生 徒及びこれらに準			(32) 香川県立 ミュージアム	略 歴史展示室及び常 設展示室の観覧料 (学齢に達しない 者、児童、中学校 生徒、高等学校生 徒及びこれらに準		

ずる者を除く。)			
個人	1人につき1回		<u>500円</u>
団体(20人以上)	1人につき1回		<u>400円</u>
略			
特別展示室使用料	午前9時から午後5時まで		<u>37,200円</u> を超えない範囲で規則で定める額
常設展示室、ロビー又はエントランスホールのうち特別展示室と併せて展示の用に供される部分の使用料	午前9時から午後5時まで		<u>19,000円</u> を超えない範囲で規則で定める額
講堂使用料	午前9時から午後5時まで		<u>28,720円</u> を超えない範囲で規則で定める額
研修室使用料	午前9時から午後5時まで		<u>11,550円</u> を超えない範囲で規則で定める額
略			

(33) 略

(34) 香川県立
ミュージアム
香川県文化会館

略			
芸能ホール使用料	午前9時から午後9時まで		<u>48,330円</u> を超えない範囲で規則で定める額
県民ギャラリー使用料	午前9時から午後5時まで		<u>23,250円</u> を超えない範囲で規則で定める額
略			

(35) 香川県立

展示室観覧料(学

ずる者を除く。)			
個人	1人につき1回		<u>410円</u>
団体(20人以上)	1人につき1回		<u>330円</u>
略			
特別展示室使用料	午前9時から午後5時まで		<u>31,000円</u> を超えない範囲で規則で定める額
常設展示室、ロビー又はエントランスホールのうち特別展示室と併せて展示の用に供される部分の使用料	午前9時から午後5時まで		<u>15,850円</u> を超えない範囲で規則で定める額
講堂使用料	午前9時から午後5時まで		<u>23,940円</u> を超えない範囲で規則で定める額
研修室使用料	午前9時から午後5時まで		<u>9,660円</u> を超えない範囲で規則で定める額
略			

(33) 略

(34) 香川県立
ミュージアム
香川県文化会館

略			
芸能ホール使用料	午前9時から午後9時まで		<u>45,000円</u> を超えない範囲で規則で定める額
県民ギャラリー使用料	午前9時から午後5時まで		<u>19,390円</u> を超えない範囲で規則で定める額
略			

(35) 香川県立

展示室観覧料(学

東山魁夷せと うち美術館	齢に達しない者、 児童、中学校生徒、 高等学校生徒及び これらに準ずる者 を除く。) 常設の展示の場 合 個人 団体（20人以 上） 略 略	1人につき1回	<u>400円</u>
		1人につき1回	<u>320円</u>
(36) 略			

東山魁夷せと うち美術館	齢に達しない者、 児童、中学校生徒、 高等学校生徒及び これらに準ずる者 を除く。) 常設の展示の場 合 個人 団体（20人以 上） 略 略	1人につき1回	<u>310円</u>
		1人につき1回	<u>240円</u>
(36) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び同法第81条第3項において準用する同法第78条第4項の手数料	略		
<u>1の2 行政書士試験合格証明書交付手数料</u>		<u>1件</u>	<u>400円</u>

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項（同法第66条第1項及び他の法令において準用する場合を含む。）の手数料及び同法第81条第3項において準用する同法第78条第4項の手数料	略		

1の3 廃止された私立学校、私立の専修学校又は私立の各種学校証明手数料	略		
2～43 略			
44 興行場営業許可申請手数料	略 仮設興行場	1件	<u>7,500円</u>
45 略			
46 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1件	<u>7,500円</u>
47 略			
48 化製場等に関する許可申請手数料	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の許可 略 死亡獣畜取扱場及び法第8条の製造又は貯蔵の施設 略	1件	<u>13,000円</u>
49～52 略			
53 クリーニング師試験手数料		1件	<u>8,100円</u>
54 抑留犬返還手数料		1頭	<u>2,500円</u>

1の2 廃止された私立学校、私立の専修学校又は私立の各種学校証明手数料	略		
2～43 略			
44 興行場営業許可申請手数料	略 仮設興行場	1件	<u>7,000円</u>
45 略			
46 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1件	<u>7,400円</u>
47 略			
48 化製場等に関する許可申請手数料	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下この項において「法」という。）第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の許可 略 死亡獣畜取扱場及び法第8条の製造又は貯蔵の施設 略	1件	<u>12,000円</u>
49～52 略			
53 クリーニング師試験手数料		1件	<u>8,000円</u>
54 抑留犬返還手数料		1頭	<u>2,440円</u>

55 略			
56 一般と畜場 設置許可申請 手数料		1 件	<u>23,000円</u>
57～62 略			
63 建築物清掃 業者登録手数料		1 件	<u>36,000円</u>
64 建築物空気 環境測定業者 登録手数料		1 件	<u>36,000円</u>
65 建築物空気 調和用ダクト 清掃業者登録 手数料		1 件	<u>36,000円</u>
66 建築物飲料 水水質検査業 者登録手数料		1 件	<u>36,000円</u>
67 建築物飲料 水貯水槽清掃 業者登録手数料		1 件	<u>36,000円</u>
68 建築物排水 管清掃業者登 録手数料		1 件	<u>36,000円</u>
69 建築物ねず み昆虫等防除 業者登録手数 料		1 件	<u>36,000円</u>
70 建築物環境 衛生総合管理 業者登録手数 料		1 件	<u>46,000円</u>
71～73 略			

55 略			
56 一般と畜場 設置許可申請 手数料		1 件	<u>22,000円</u>
57～62 略			
63 建築物清掃 業者登録手数 料		1 件	<u>35,000円</u>
64 建築物空気 環境測定業者 登録手数料		1 件	<u>35,000円</u>
65 建築物空気 調和用ダクト 清掃業者登録 手数料		1 件	<u>35,000円</u>
66 建築物飲料 水水質検査業 者登録手数料		1 件	<u>35,000円</u>
67 建築物飲料 水貯水槽清掃 業者登録手数 料		1 件	<u>35,000円</u>
68 建築物排水 管清掃業者登 録手数料		1 件	<u>35,000円</u>
69 建築物ねず み昆虫等防除 業者登録手数 料		1 件	<u>35,000円</u>
70 建築物環境 衛生総合管理 業者登録手数 料		1 件	<u>45,000円</u>
71～73 略			

74 特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	1 件	<u>19,000円</u>
75・76 略		
77 引き取った犬若しくは猫又は収容した犬の返還手数料	1 頭 又は 1 匹	<u>2,500円</u>
78～80 略		
81 食鳥処理事業許可申請手数料	1 件	<u>2万円</u>
82 略		
83 小規模食鳥処理業者確認規程認定申請手数料	1 件	<u>5,800円</u>
84 小規模食鳥処理業者確認規程変更認定申請手数料	1 件	<u>2,500円</u>
84の2・84の3 略		
85 魚介類行商登録申請手数料	1 件	<u>1,900円</u>
86 魚介類行商登録更新申請手数料	1 件	<u>1,100円</u>
87 魚介類行商登録証再交付手数料	1 件	<u>730円</u>
88及び89 略		

74 特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	1 件	<u>18,000円</u>
75・76 略		
77 引き取った犬若しくは猫又は収容した犬の返還手数料	1 頭 又は 1 匹	<u>2,440円</u>
78～80 略		
81 食鳥処理事業許可申請手数料	1 件	<u>19,000円</u>
82 略		
83 小規模食鳥処理業者確認規程認定申請手数料	1 件	<u>5,500円</u>
84 小規模食鳥処理業者確認規程変更認定申請手数料	1 件	<u>2,300円</u>
84の2・84の3 略		
85 魚介類行商登録申請手数料	1 件	<u>1,700円</u>
86 魚介類行商登録更新申請手数料	1 件	<u>1,000円</u>
87 魚介類行商登録証再交付手数料	1 件	<u>650円</u>
88及び89 略		

90	ふぐ処理業 登録申請手数料	1件	<u>5,600円</u>
91	ふぐ処理業 登録更新申請 手数料	1件	<u>5,300円</u>
92	ふぐ処理業 登録証再交付 手数料	1件	<u>2,400円</u>
93	ふぐ処理業 登録証訂正手 数料	1件	<u>2,000円</u>
94	ふぐ処理師 免許申請手 数料	1件	<u>6,100円</u>
95	ふぐ処理師 免許証再交付 手数料	1件	<u>3,800円</u>
96	ふぐ処理師 免許証訂正手 数料	1件	<u>3,000円</u>
97	ふぐ処理師 試験手数料	1件	<u>13,000円</u>
98	特別ふぐ処 理講習手数料	1件	<u>4,200円</u>
99～262 略			
263	受胎調節 実地指導員指 定証交付手 数料	1件	<u>4,200円</u>
264	受胎調節 実地指導員標 識交付手数料	1件	<u>3,300円</u>
265	受胎調節	1件	<u>2,530円</u>

90	ふぐ処理業 登録申請手 数料	1件	<u>5,200円</u>
91	ふぐ処理業 登録更新申請 手数料	1件	<u>4,900円</u>
92	ふぐ処理業 登録証再交付 手数料	1件	<u>2,200円</u>
93	ふぐ処理業 登録証訂正手 数料	1件	<u>1,800円</u>
94	ふぐ処理師 免許申請手 数料	1件	<u>5,600円</u>
95	ふぐ処理師 免許証再交付 手数料	1件	<u>3,500円</u>
96	ふぐ処理師 免許証訂正手 数料	1件	<u>2,800円</u>
97	ふぐ処理師 試験手数料	1件	<u>12,000円</u>
98	特別ふぐ処 理講習手数料	1件	<u>4,000円</u>
99～262 略			
263	受胎調節 実地指導員指 定証交付手 数料	1件	<u>4,000円</u>
264	受胎調節 実地指導員標 識交付手数料	1件	<u>3,100円</u>
265	受胎調節	1件	<u>2,400円</u>

実地指導員指定証訂正手数料			
266 受胎調節 実地指導員指定証再交付手数料		1件	<u>3,000円</u>
267 受胎調節 実地指導員標識再交付手数料		1件	<u>2,700円</u>
268～374 略			
375 香川県産業技術センター 一手数料	非破壊試験	<u>5,160円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	組織試験	<u>3,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	略		
	金属材料試験	<u>7,710円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	窯業材料試験	<u>32,180円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	木竹材料試験	<u>4,360円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	略		
	その他材料試験	<u>10,110円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	略		
	鉍産物（粘土を含む。） 分析	<u>4,720円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
金属分析	<u>4,720円</u> を超えない範囲で規則で定める額		
その他分析	<u>4,720円</u> を超えない範囲で規則で定める額		
試料調製	<u>2,360円</u> を超えない範囲		

実地指導員指定証訂正手数料			
266 受胎調節 実地指導員指定証再交付手数料		1件	<u>2,800円</u>
267 受胎調節 実地指導員標識再交付手数料		1件	<u>2,500円</u>
268～374 略			
375 香川県産業技術センター 一手数料	非破壊試験	<u>5,150円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	組織試験	<u>3,380円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	略		
	金属材料試験	<u>7,290円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	窯業材料試験	<u>30,070円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	木竹材料試験	<u>4,300円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	略		
	その他材料試験	<u>16,490円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
	略		
	鉍産物（粘土を含む。） 分析	<u>4,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額	
金属分析	<u>4,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額		
その他分析	<u>4,400円</u> を超えない範囲で規則で定める額		
試料調製	<u>2,350円</u> を超えない範囲		

	食品・食品原料分析 略		で規則で定める額 <u>53,310円</u> を超えない範囲 で規則で定める額
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析 略		<u>26,800円</u> を超えない範囲 で規則で定める額
377 香川県新規産業創出支援センター手数料	電磁環境試験 電磁波特性試験 試験成績書正本 略	1 測定1時間までごと 1 通	<u>32,370円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>25,000円</u>
378~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査 結核検査 ヨーネ病検査 <u>エライザ法</u> による検査	1 頭 1 回 1 頭 1 回 1 頭 1 回	 <u>920円</u> <u>1,270円</u> <u>880円</u>

	食品・食品原料分析 略		で規則で定める額 <u>52,750円</u> を超えない範囲 で規則で定める額
376 香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料	食品・食品原料分析 略		<u>26,250円</u> を超えない範囲 で規則で定める額
377 香川県新規産業創出支援センター手数料	電磁環境試験 電磁波特性試験 試験成績書正本 略	1 測定1時間までごと 1 通	<u>30,710円</u> を超えない範囲で規則で定める額 <u>22,000円</u>
378~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号） 第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） ブルセラ症検査 結核検査 ヨーネ病検査 <u>スクリーニング法</u> による検査	1 頭 1 回 1 頭 1 回 1 頭 1 回	 <u>720円</u> <u>770円</u> <u>830円</u>

	リアルタイムPCR法による検査 略	1頭 1回	<u>3,080円</u>		リアルタイムPCR法による検査 略	1頭 1回	<u>1,610円</u>
	牛ウイルス性下痢検査 エライザ法による検査 PCR法による検査 牛伝染性リンパ腫検査 抗体検査 PCR法による検査 略	1頭 1回 1頭 1回 1頭 1回 1頭 1回	<u>930円</u> <u>1,400円</u> <u>820円</u> <u>1,610円</u>		牛ウイルス性下痢検査 エライザ法による検査 PCR法による検査 牛伝染性リンパ腫検査 抗体検査 PCR法による検査 略	1頭 1回 1頭 1回 1頭 1回 1頭 1回	<u>790円</u> <u>840円</u> <u>710円</u> <u>1,110円</u>
421~511 略				421~511 略			
512 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この項において「省令」という。）第2条第1項第1号に掲げる建築行為を伴う建築物以外の建築物の場合 床面積の合計			512 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認	床面積の合計		
	<u>30平方メートル以下</u>	1件	<u>11,000円</u>		<u>30平方メートル以下</u>	1件	<u>8,000円</u>
	<u>30平方メートルを超え100平方メートル</u>	1件	<u>19,000円</u>		<u>30平方メートルを超え100平方メートル</u>	1件	<u>13,000円</u>

申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料	トル以下	1件	<u>28,000円</u>
	<u>100平方メートルを超え200平方メートル以下</u>	1件	<u>38,000円</u>
	<u>200平方メートルを超え300平方メートル以下</u>	1件	<u>52,000円</u>
	<u>300平方メートルを超え500平方メートル以下</u>	1件	<u>87,000円</u>
	<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>	1件	<u>135,000円</u>
	<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>	1件	<u>25万円</u>
	<u>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下</u>	1件	<u>42万円</u>
	<u>1万平方メートルを超え5万平方メートル以下</u>	1件	<u>81万円</u>
	<u>5万平方メートルを超える場合</u>	1件	
	(2) <u>省令第2条第1項第1号に掲げる建築行為を伴う建築物の場合</u>	1件	(1)により算定した額に、次に掲げる床面積の合計の区分に応じた額（計画の変更に係る申請又は通知の場合は、当該額に2

申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料	以下	1件	<u>2万円</u>
	<u>100平方メートルを超え200平方メートル以下</u>	1件	<u>26,000円</u>
	<u>200平方メートルを超え500平方メートル以下</u>	1件	
	<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以下</u>	1件	<u>46,000円</u>
	<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下</u>	1件	<u>65,000円</u>
	<u>2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下</u>	1件	<u>19万円</u>
	<u>1万平方メートルを超え5万平方メートル以下</u>	1件	<u>32万円</u>
	<u>5万平方メートルを超える場合</u>	1件	<u>62万円</u>

			<u>分の1を乗じて得た額)を加算した額</u> <u>額</u> <u>床面積の合計</u> <u>200平方メートル未満</u> <u>16,000円</u> <u>200平方メートル以上</u> <u>17,000円</u>
	その他の場合	1件	<u>(1)により算定した額に、次に掲げる床面積の合計の区分に応じた額(計画の変更に係る申請又は通知の場合は、当該額に2分の1を乗じて得た額)を加算した額</u> <u>額</u> <u>床面積の合計</u> <u>300平方メートル未満</u> <u>29,000円</u> <u>300平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満</u> <u>45,000円</u> <u>2,000平方メートル以上</u> <u>5,000平方メートル未満</u> <u>71,000円</u> <u>5,000平方メ</u>

				<p style="text-align: center;">メートル以上 92,000円</p> <p>(1)の床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める面積について算定する。</p> <p>ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1</p>
512の2・512の3 略				
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合			
	床面積の合計			
	30平方メートル以下	1件		<u>29,000円</u>
	30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件		<u>36,000円</u>
	100平方メートルを超え200平方メ	1件		<u>46,000円</u>

				<p>床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）</p> <p>(3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る直前の申請床面積の10分の1</p>
512の2・512の3 略				
513 法第7条第1項の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	中間検査合格証の交付を受けた建築物以外の建築物の場合			
	床面積の合計			
	30平方メートル以下	1件		<u>13,000円</u>
	30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件		<u>16,000円</u>
	100平方メートルを超え200平方メ	1件		<u>21,000円</u>

一トール以下 200平方メートル を超え300平方メ ートル以下	1件	<u>49,000円</u>
300平方メートル を超え500平方メ ートル以下	1件	<u>52,000円</u>
500平方メートル を超え1,000平方 メートル以下	1件	<u>59,000円</u>
1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以下	1件	<u>75,000円</u>
2,000平方メート ルを超え1万平方 メートル以下	1件	<u>17万円</u>
1万平方メートル を超え5万平方メ ートル以下	1件	<u>27万円</u>
5万平方メートル を超える場合 中間検査合格証の交付 を受けた建築物の場合 床面積の合計	1件	<u>55万円</u>
30平方メートル以 下	1件	<u>29,000円</u>
30平方メートルを 超え100平方メー トル以下	1件	<u>35,000円</u>
100平方メートル を超え200平方メ ートル以下	1件	<u>45,000円</u>
200平方メートル を超え300平方メ ートル以下	1件	<u>47,000円</u>

一トール以下 200平方メートル を超え500平方メ ートル以下	1件	<u>28,000円</u>
500平方メートル を超え1,000平方 メートル以下	1件	<u>47,000円</u>
1,000平方メート ルを超え2,000平 方メートル以下	1件	<u>64,000円</u>
2,000平方メート ルを超え1万平方 メートル以下	1件	<u>15万円</u>
1万平方メートル を超え5万平方メ ートル以下	1件	<u>24万円</u>
5万平方メートル を超える場合 中間検査合格証の交付 を受けた建築物の場合 床面積の合計	1件	<u>50万円</u>
30平方メートル以 下	1件	<u>13,000円</u>
30平方メートルを 超え100平方メー トル以下	1件	<u>15,000円</u>
100平方メートル を超え200平方メ ートル以下	1件	<u>2万円</u>
200平方メートル を超え500平方メ ートル以下	1件	<u>28,000円</u>

	300平方メートルを超え500平方メートル以下	1件	5万円				
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	57,000円		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下	1件	46,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	71,000円		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下	1件	62,000円
	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	16万円		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	1件	14万円
	1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	26万円		1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	1件	23万円
	5万平方メートルを超える場合	1件	52万円		5万平方メートルを超える場合	1件	47万円
	略				床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。		
514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第28項の中間検査通知手数料	床面積の合計			514 法第7条の3第1項の中間検査申請手数料及び法第18条第28項の中間検査通知手数料	床面積の合計		
	30平方メートル以下	1件	27,000円		30平方メートル以下	1件	14,000円
	30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	33,000円		30平方メートルを超え100平方メートル以下	1件	17,000円
	100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	42,000円		100平方メートルを超え200平方メートル以下	1件	22,000円
	200平方メートルを超え300平方メートル以下	1件	44,000円		200平方メートルを超え300平方メートル以下	1件	3万円

	300平方メートルを 超え500平方メー トル以下	1件	45,000円
	500平方メートルを 超え1,000平方メー トル以下	1件	55,000円
	1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以下	1件	73,000円
	2,000平方メートル を超え1万平方メー トル以下	1件	17万円
	1万平方メートルを 超え5万平方メー トル以下	1件	27万円
	5万平方メートルを 超える場合	1件	55万円
略			
515～561の4 略			
562 法第87条 の4において 準用する法第 6条第1項の 建築設備の確 認申請手数料 及び法第18条 第2項の建築 設備の計画通 知手数料	小荷物専用昇降機以外 の建築設備	1件	27,000円
	小荷物専用昇降機	1件	13,000円

	500平方メートルを 超え1,000平方メー トル以下	1件	5万円
	1,000平方メートル を超え2,000平方メ ートル以下	1件	66,000円
	2,000平方メートル を超え1万平方メー トル以下	1件	15万円
	1万平方メートルを 超え5万平方メー トル以下	1件	25万円
	5万平方メートルを 超える場合	1件	50万円
床面積の合計は、共同住宅（床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。）にあっては当該建築（移転を除く。以下この項において同じ。）に係る部分の床面積のうち特定工程に係る階の直下階の床面積について算定し、その他の場合にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定する。			
515～561の4 略			
562 法第87条 の4において 準用する法第 6条第1項の 建築設備の確 認申請手数料 及び法第18条 第2項の建築 設備の計画通 知手数料		1件	12,000円

563 法第87条の4において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1件	<u>14,000円</u>
	小荷物専用昇降機	1件	<u>6,000円</u>
564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1件	<u>41,000円</u>
	小荷物専用昇降機	1件	<u>32,000円</u>
565 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		1件	<u>19,000円</u>
566 法第88条第1項において準用する法		1件	<u>1万円</u>

563 法第87条の4において準用する法第6条第1項の建築設備の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の建築設備の計画変更計画通知手数料		1件	<u>6,000円</u>
564 法第87条の4において準用する法第7条第1項の建築設備の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料		1件	<u>17,000円</u>
565 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		1件	<u>1万円</u>
566 法第88条第1項において準用する法		1件	<u>6,000円</u>

第6条第1項の工作物の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画変更計画通知手数料			
567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料		1件	<u>32,000円</u>
568 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		1件	<u>19,000円</u>
569 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の工作物の計画変更確認申		1件	<u>1万円</u>

第6条第1項の工作物の計画変更確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画変更計画通知手数料			
567 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の工作物の完了検査申請手数料及び法第18条第20項の完了通知手数料		1件	<u>12,000円</u>
568 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の工作物の確認申請手数料及び法第18条第2項の工作物の計画通知手数料		1件	<u>1万円</u>
569 法第88条第2項において準用する法第6条第1項の工作物の計画変更確認申		1件	<u>6,000円</u>

請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料			
570 法第88条 第2項におい て準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第20項の 完了通知手 数料		1件	<u>32,000円</u>
570の2～576 略			
576の2 低炭 素建築物新築 等計画認定申 請手数料		1件	認定申請1件につ き、当該認定申請 に係る次に掲げる 建築物の部分の区 分に応じ次に定め る額を合算した額 (規則で定める場 合は、当該合算した 額を超えない範囲 で規則で定める額) ア 住宅部分 一戸建ての住宅 であって住宅の 用途以外の用途 に供する部分を 有しない場合

請手数料及び 法第18条第2 項の工作物の 計画変更計画 通知手数料			
570 法第88条 第2項におい て準用する法 第7条第1項 の工作物の完 了検査申請手 数料及び法第 18条第20項の 完了通知手 数料		1件	<u>12,000円</u>
570の2～576 略			
576の2 低炭 素建築物新築 等計画認定申 請手数料		1件	認定申請1件につ き、当該認定申請 に係る次のアから ウまでに掲げる建 築物の部分の区分 に応じ当該アから ウまでに定める額 を合算した額(規 則で定める場合は、 当該合算した額を 超えない範囲で規 則で定める額) ア 住戸 住戸の数 1 <u>39,000円</u> 2以上5以下 <u>77,000円</u> 6以上10以下

床面積の合計
200平方メ
ートル未満
42,000円
200平方メ
ートル以上
47,000円

その他の場合
床面積の合計
300平方メ
ートル未満
84,000円
300平方メ
ートル以上
2,000平方
メートル未
満 14万円
2,000平方
メートル以
上5,000平
方メートル
未 満
237,000円
5,000平方
メートル以
上 34万円

イ 非住宅部分
床面積の合計
300平方メー
トル未 満
275,000円
300平方メー
トル 以 上
1,000平方メ
ートル未 満

107,000円
11以上25以下
151,000円
26以上50以下
215,000円
51以上100以
下 308,000
円
101以上200
以 下
416,000円
201以上300
以 下
545,000円
301以上
641,000円

イ 共用部分
床面積の合計
300平方メー
トル 以 下
121,000円
300平方メー
トルを 超 え
2,000平方メ
ートル以下

345,000円
1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メ
ートル未満
445,000円
2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メ
ートル未満
635,000円
5,000平方メ
ートル以上1
万平方メー
トル未 満
782,000円
1万平方メー
トル 以 上
25,000平方メ
ートル未満
925,000円
25,000平方メ
ートル以上
1,055,000円

198,000円

2,000平方メ
ートルを超え
5,000平方メ
ートル以下
307,000円
5,000平方メ
ートルを超え
1万平方メー
トル 以 下
394,000円
1万平方メー
トルを超え
25,000平方メ
ートル以下
47万円
25,000平方メ
ートルを超え
る 場 合
548,000円

ウ 住宅以外の部
分

床面積の合計
300平方メー
トル 以 下
266,000円
300平方メー
トルを超え
2,000平方メ
ートル以下

	略						421,000円 2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以下 598,000円 5,000平方メ ートルを超え 1万平方メー トル以下 733,000円 1万平方メー トルを超え 25,000平方メ ートル以下 863,000円 25,000平方メ ートルを超え る 場 合 986,000円
576の3 低炭 素建築物新築 等計画変更認 定申請手数料 <u>及び軽微な変 更に関する証 明書交付手数 料</u>	略	1件	変更認定申請又は <u>証明申請</u> 1件につ き、576の2の項 の合算した額（規 則で定める場合は、 当該額を超えない 範囲で規則で定め る額）に2分の1 を乗じて得た額	576の3 低炭 素建築物新築 等計画変更認 定申請手数料		1件	変更認定申請1件 につき、576の2 の項の合算した額 （規則で定める場 合は、当該額を超 えない範囲で規則 で定める額）に2 分の1を乗じて得 た額
					建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規 定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た 場合においては、512の項を準用して算定した額を 上記の額に加算する。		建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規

2,000平方
メートル未
満 14万円
2,000平方
メートル以
上5,000平
方メートル
未 満
237,000円
5,000平方
メートル以
上 34万円

イ 非住宅部分
床面積の合計

300平方メー
トル未満
275,000円
300平方メー
トル以上
1,000平方メ
ートル未満
345,000円
1,000平方メ
ートル以上
2,000平方メ
ートル未満
445,000円
2,000平方メ
ートル以上
5,000平方メ
ートル未満
635,000円
5,000平方メ
ートル以上1
万平方メー

			ル未満 782,000円 1万平方メー トル以上 25,000平方メ ートル未満 925,000円 25,000平方メ ートル以上 1,055,000円						
576の5 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び軽微な変更に関する証明書交付手数料		1件	変更計画の提出又は証明申請1件につき、576の4の項の合算した額（規則で定める場合は、当該額を超えない範囲で規則で定める額）に2分の1を乗じて得た額	576の5 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び軽微な変更に関する証明書交付手数料		1件	576の4の項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に2分の1を乗じて得た額		規則で定める場合の手数料は、上記の額を超えない範囲で、別に規則で定める。
576の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	認定申請1件につき、当該認定申請に係る次に掲げる建築物の部分の区分に応じ次に定める額を合算した額（規則で定める場合は、当該合算した額を超えない範囲で規則で定める額） ア 住宅部分	576の6 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	認定申請1件につき、当該認定申請に係る次に掲げる建築物の部分の区分に応じ次に定める額を合算した額（規則で定める場合は、当該合算した額を超えない範囲で規則で定める額） ア 住宅部分		規則で定める場合の手数料は、上記の額を超えない範囲で、別に規則で定める。

一戸建ての住宅
であって住宅の
用途以外の用途
に供する部分を
有しない場合

床面積の合計

200平方メ

ートル未満

42,000円

200平方メ

ートル以上

47,000円

その他の場合

床面積の合計

300平方メ

ートル未満

84,000円

300平方メ

ートル以上

2,000平方

メートル未

満 14万円

2,000平方

メートル以

上5,000平

方メートル

未 満

237,000円

5,000平方

メートル以

上 34万円

イ 非住宅部分
床面積の合計

一戸建ての住宅
であって住宅の
用途以外の用途
に供する部分を
有しない場合

床面積の合計

200平方メ

ートル未満

39,000円

200平方メ

ートル以上

44,000円

その他の場合

床面積の合計

300平方メ

ートル未満

77,000円

300平方メ

ートル以上

2,000平方

メートル未

満

127,000円

2,000平方

メートル以

上5,000平

方メートル

未 満

215,000円

5,000平方

メートル以

上

308,000円

イ 非住宅部分
床面積の合計

		<p>300平方メートル未満 <u>275,000円</u></p> <p>300平方メートル以上 <u>1,000平方メートル未満</u> <u>345,000円</u></p> <p><u>1,000平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未満</u> <u>445,000円</u></p> <p>2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 <u>635,000円</u></p> <p>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 <u>782,000円</u></p> <p>1万平方メートル以上 25,000平方メートル未満 <u>925,000円</u></p> <p>25,000平方メートル以上 <u>1,055,000円</u></p>			<p>300平方メートル未満 <u>25万円</u></p> <p>300平方メートル以上 <u>2,000平方メートル未満</u> <u>403,000円</u></p> <p>2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 <u>574,000円</u></p> <p>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満 <u>707,000円</u></p> <p>1万平方メートル以上 25,000平方メートル未満 <u>834,000円</u></p> <p>25,000平方メートル以上 <u>952,000円</u></p>
	略			<p>建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を</p>	

576の7 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び軽微な変更に関する証明書交付手数料	略	1件	変更認定申請又は証明申請1件につき、576の6の項の合算した額（規則で定める場合は、当該額を超えない範囲で規則で定める額）に2分の1を乗じて得た額
577 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料	電子申請による場合 その他の方法による場合	1件 1件	<u>26,500円</u> <u>33,000円</u>
578～598 略			

備考
略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～16 略	
17 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録	<u>1件</u> <u>26,000円</u>

上記の額に加算する。			
576の7 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	略	1件	変更認定申請1件につき、576の6の項の合算した額（規則で定める場合は、当該額を超えない範囲で規則で定める額）に2分の1を乗じて得た額 建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合においては、512の項を準用して算定した額を上記の額に加算する。
577 宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料		1件	<u>33,000円</u>
578～598 略			

備考

- 1 略
- 2 この表において「電子申請」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。
- 3 略

別表第2（第4条関係）

試験等	手数料
1～16 略	
17 法第23条第1項に規定する建築士事務所の登録	
<u>一級建築士事務所の登録</u>	<u>1件</u> <u>17,000円</u>
<u>二級建築士事務所又は木造建築士事務</u>	<u>1件</u> <u>12,000円</u>

18・19 略

所の登録

18・19 略

(香川県都市公園条例の一部改正)

第2条 香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
(使用料) 第11条 略				(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。					
別表第2(第11条関係) 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合				別表第2(第11条関係) 1～4 略 5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合					
(1) 有料公園を利用する場合				(1) 有料公園を利用する場合					
利用区分	単	位	金額	利用区分	単	位	金額		
個人利用	一般	1人 1回	<u>500円</u>	個人利用	一般	1人 1回	<u>410円</u>		
	略				略				
団体利用	一般	1人 1回	<u>400円</u>	団体利用	一般	1人 1回	<u>330円</u>		
(20人以上)	略			(20人以上)	略				
定期利用	1人用	1年間	<u>3,180円</u>	定期利用	1人用	1年間	<u>2,610円</u>		
	3人用	1年間	<u>6,380円</u>		3人用	1年間	<u>5,230円</u>		
略				略					
(2) 有料公園施設を利用する場合				(2) 有料公園施設を利用する場合					
都市公園	有料公園施設の種 類及び名称	単	位	金額	都市公園	有料公園施設の種 類及び名称	単	位	金額
栗	集会所 商工奨	本館階上			栗	集会所 商工奨	本館階上		

林公園	励館	専用使用の場合	午前（午前8時30分から午後0時30分までをいう。以下この項において同じ。）	<u>7,720円</u>
			午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）	<u>7,720円</u>
			1日（午前8時30分から午後5時までをいう。以下この項において同じ。）	<u>15,440円</u>
		北館 専用使用の場合	午前	<u>16,970円</u>
			午後	<u>16,970円</u>
		和室	1日	<u>33,940円</u>
			午前	<u>1,560円</u>
		北控室	午後	<u>1,560円</u>
			1日	<u>3,120円</u>
午前	<u>870円</u>			
南控室	午後	<u>870円</u>		
	1日	<u>1,740円</u>		
	午前	<u>720円</u>		
	午後	<u>720円</u>		
		1日	<u>1,440円</u>	
略 遊戯施設	舟遊場	遊覧船 専用使用の場合	1時間	<u>10,200円</u>

林公園	励館	専用使用の場合	午前（午前8時30分から午後0時30分までをいう。以下この項において同じ。）	<u>5,840円</u>
			午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）	<u>5,840円</u>
			1日（午前8時30分から午後5時までをいう。以下この項において同じ。）	<u>11,680円</u>
		北館 専用使用の場合	午前	<u>15,710円</u>
			午後	<u>15,710円</u>
		和室	1日	<u>31,420円</u>
			午前	<u>1,440円</u>
		北控室	午後	<u>1,440円</u>
			1日	<u>2,880円</u>
午前	<u>810円</u>			
南控室	午後	<u>810円</u>		
	1日	<u>1,620円</u>		
	午前	<u>670円</u>		
	午後	<u>670円</u>		
		1日	<u>1,340円</u>	
略 遊戯施設	舟遊場	遊覧船 専用使用の場合	1時間	<u>7,440円</u>

	合 専用使用でない場合 一般 中学校生徒、 児童及びこ れらに準ず る者	1人 1回 1人 1回	850円 420円		合 専用使用でない場合 一般 中学校生徒、 児童及びこ れらに準ず る者	1人 1回 1人 1回	620円 310円
	商工奨励館に係る午前8時30分から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の使用料及び午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器具の使用料並びに冷暖房使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。				商工奨励館に係る午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器具の使用料及び冷暖房使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。		
略				略			

(香川県野営場条例の一部改正)

第3条 香川県野営場条例(昭和42年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の收受)</p> <p>第6条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表(第6条、第7条関係)</p>	<p>(利用料金の收受)</p> <p>第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表(第6条、第7条関係)</p>

施設	単位	金額
野営地	一般	
	個人1人につき1泊	<u>370円</u>
	団体(30人以上)1人につき1泊	<u>220円</u>
	児童生徒	
	個人1人につき1泊	<u>220円</u>
	団体(30人以上)1人につき1泊	<u>150円</u>

施設	単位	金額
野営地	一般	
	個人1人につき1泊	<u>260円</u>
	団体(30人以上)1人につき1泊	<u>150円</u>
	児童生徒	
	個人1人につき1泊	<u>150円</u>
	団体(30人以上)1人につき1泊	<u>100円</u>

(香川県青年センター条例の一部改正)

第4条 香川県青年センター条例(昭和44年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																												
<p>(利用料金の收受)</p> <p>第6条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表(第6条、第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 洋室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 一般利用</td> <td>1人につき1泊</td> <td><u>1,950円</u></td> </tr> <tr> <td> 特別利用</td> <td>1人につき1泊</td> <td><u>1,300円</u></td> </tr> <tr> <td> 和室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 一般利用</td> <td>1人につき1泊</td> <td><u>1,700円</u></td> </tr> <tr> <td> 特別利用</td> <td>1人につき1泊</td> <td><u>1,180円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	略			宿泊施設			洋室			一般利用	1人につき1泊	<u>1,950円</u>	特別利用	1人につき1泊	<u>1,300円</u>	和室			一般利用	1人につき1泊	<u>1,700円</u>	特別利用	1人につき1泊	<u>1,180円</u>	略			<p>(利用料金の收受)</p> <p>第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表(第6条、第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設等</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 洋室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 一般利用</td> <td>1人につき1泊</td> <td><u>1,820円</u></td> </tr> <tr> <td> 特別利用</td> <td>1人につき1泊</td> <td><u>1,170円</u></td> </tr> <tr> <td> 和室</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 一般利用</td> <td>1人につき1泊</td> <td><u>1,570円</u></td> </tr> <tr> <td> 特別利用</td> <td>1人につき1泊</td> <td><u>1,040円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	略			宿泊施設			洋室			一般利用	1人につき1泊	<u>1,820円</u>	特別利用	1人につき1泊	<u>1,170円</u>	和室			一般利用	1人につき1泊	<u>1,570円</u>	特別利用	1人につき1泊	<u>1,040円</u>	略		
施設等	単位	金額																																																											
略																																																													
宿泊施設																																																													
洋室																																																													
一般利用	1人につき1泊	<u>1,950円</u>																																																											
特別利用	1人につき1泊	<u>1,300円</u>																																																											
和室																																																													
一般利用	1人につき1泊	<u>1,700円</u>																																																											
特別利用	1人につき1泊	<u>1,180円</u>																																																											
略																																																													
施設等	単位	金額																																																											
略																																																													
宿泊施設																																																													
洋室																																																													
一般利用	1人につき1泊	<u>1,820円</u>																																																											
特別利用	1人につき1泊	<u>1,170円</u>																																																											
和室																																																													
一般利用	1人につき1泊	<u>1,570円</u>																																																											
特別利用	1人につき1泊	<u>1,040円</u>																																																											
略																																																													

略

略

(香川県県民ホール条例の一部改正)

第5条 香川県県民ホール条例（昭和63年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(利用料金の收受) 第6条 略			(利用料金の收受) 第6条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。		
(利用料金の承認) 第7条 略			(利用料金の承認) 第7条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。		
別表（第6条、第7条関係）			別表（第6条、第7条関係）		
施設等	単位	金額	施設等	単位	金額
大ホール			大ホール		
入場料を徴収する場合			入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>69,960円</u>	営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>58,300円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>69,960円</u>	営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>58,300円</u>
入場料を徴収しない場合			入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>59,470円</u>	営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>49,560円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>34,980円</u>	営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>29,150円</u>
小ホール			小ホール		
入場料を徴収する場合			入場料を徴収する場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>34,590円</u>	営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>28,820円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>34,590円</u>	営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>28,820円</u>
入場料を徴収しない場合			入場料を徴収しない場合		
営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>29,400円</u>	営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>24,500円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>17,300円</u>	営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>14,410円</u>
多目的大会議室			多目的大会議室		

営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>19,450円</u>	営利を目的とする場合	1時間当たり	<u>16,210円</u>
営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>12,970円</u>	営利を目的としない場合	1時間当たり	<u>10,810円</u>
楽屋	1時間当たり	<u>910円</u>	楽屋	1時間当たり	<u>760円</u>
リハーサル室	1時間当たり	<u>2,190円</u>	リハーサル室	1時間当たり	<u>1,820円</u>
練習室	1時間当たり	<u>760円</u>	練習室	1時間当たり	<u>640円</u>
会議室	1時間当たり	<u>7,200円</u>	会議室	1時間当たり	<u>6,000円</u>
略			略		
略			略		

(さぬきこどもの国条例の一部改正)

第6条 さぬきこどもの国条例(平成7年香川県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 略</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第6条 略</p> <p>別表(第5条、第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペースシアター</td> <td>1人につき1回</td> <td><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	スペースシアター	1人につき1回	<u>600円</u>	略			略			<p>(利用料金の收受)</p> <p>第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認)</p> <p>第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表(第5条、第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スペースシアター</td> <td>1人につき1回</td> <td><u>510円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	単位	金額	スペースシアター	1人につき1回	<u>510円</u>	略			略		
施設	単位	金額																							
スペースシアター	1人につき1回	<u>600円</u>																							
略																									
略																									
施設	単位	金額																							
スペースシアター	1人につき1回	<u>510円</u>																							
略																									
略																									

(香川県社会福祉総合センター条例の一部改正)

第7条 香川県社会福祉総合センター条例(平成9年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(利用料金の収受)

第5条 略

(利用料金の承認)

第6条 略

別表 (第5条、第6条関係)

施設等	単 位	金 額
大会議室	午前9時から午後9時まで	<u>38,550円</u>
第1中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>21,320円</u>
第2中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>18,000円</u>
特別会議室	午前9時から午後9時まで	<u>41,340円</u>
第1研修室	午前9時から午後9時まで	<u>8,320円</u>
第2研修室	午前9時から午後9時まで	<u>8,770円</u>
〇A研修室	午前9時から午後9時まで	<u>9,800円</u>
和室研修室	午前9時から午後9時まで	<u>11,670円</u>
介護実習室	午前9時から午後9時まで	<u>27,840円</u>
調理実習室	午前9時から午後9時まで	<u>21,390円</u>
文化教養室	午前9時から午後9時まで	<u>17,600円</u>
健康プレイルーム		
専用使用の場合	午前9時から午後9時まで	<u>22,720円</u>
専用使用でない場合	1人につき1回	<u>220円</u>
コミュニティホール	午前9時から午後9時まで	<u>66,060円</u>
リハーサル室	午前9時から午後9時まで	<u>8,570円</u>
第1楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>2,470円</u>
第2楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>4,330円</u>
略		
略		

(利用料金の収受)

第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。

別表 (第5条、第6条関係)

施設等	単 位	金 額
大会議室	午前9時から午後9時まで	<u>35,060円</u>
第1中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>19,400円</u>
第2中会議室	午前9時から午後9時まで	<u>16,380円</u>
特別会議室	午前9時から午後9時まで	<u>38,210円</u>
第1研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,560円</u>
第2研修室	午前9時から午後9時まで	<u>7,970円</u>
〇A研修室	午前9時から午後9時まで	<u>8,920円</u>
和室研修室	午前9時から午後9時まで	<u>10,620円</u>
介護実習室	午前9時から午後9時まで	<u>25,340円</u>
調理実習室	午前9時から午後9時まで	<u>19,470円</u>
文化教養室	午前9時から午後9時まで	<u>16,010円</u>
健康プレイルーム		
専用使用の場合	午前9時から午後9時まで	<u>20,660円</u>
専用使用でない場合	1人につき1回	<u>200円</u>
コミュニティホール	午前9時から午後9時まで	<u>60,470円</u>
リハーサル室	午前9時から午後9時まで	<u>7,790円</u>
第1楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>2,260円</u>
第2楽屋	午前9時から午後9時まで	<u>3,950円</u>
略		
略		

(香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部改正)

第8条 香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(利用料金の収受) 第5条 略</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 略</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設等</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際会議場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>14,660円</u></td> </tr> <tr> <td>応接室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>1,350円</u></td> </tr> <tr> <td>第1控室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>630円</u></td> </tr> <tr> <td>第2控室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>630円</u></td> </tr> <tr> <td>ビジネスルーム</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>960円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	国際会議場			会議室	1時間当たり	<u>14,660円</u>	応接室	1時間当たり	<u>1,350円</u>	第1控室	1時間当たり	<u>630円</u>	第2控室	1時間当たり	<u>630円</u>	ビジネスルーム	1時間当たり	<u>960円</u>	略			<p>(設置) 第1条 略</p> <p>2 交流拠点施設は、次に掲げる施設で構成する。</p> <p>(1) 国際会議場 (2) 展示場 (3) 情報通信交流館 (4)～(7) 略</p> <p>(利用料金の収受) 第5条 知事は、第1条第2項第1号から第3号まで又は第6号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の左欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>(利用料金の承認) 第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表に定める額を超えてはならない。</p> <p>別表（第5条、第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設等</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際会議場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>13,570円</u></td> </tr> <tr> <td>応接室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>1,170円</u></td> </tr> <tr> <td>第1控室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>540円</u></td> </tr> <tr> <td>第2控室</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>540円</u></td> </tr> <tr> <td>ビジネスルーム</td> <td>1時間当たり</td> <td style="text-align: right;"><u>830円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設等	単位	金額	国際会議場			会議室	1時間当たり	<u>13,570円</u>	応接室	1時間当たり	<u>1,170円</u>	第1控室	1時間当たり	<u>540円</u>	第2控室	1時間当たり	<u>540円</u>	ビジネスルーム	1時間当たり	<u>830円</u>	略		
施設等	単位	金額																																															
国際会議場																																																	
会議室	1時間当たり	<u>14,660円</u>																																															
応接室	1時間当たり	<u>1,350円</u>																																															
第1控室	1時間当たり	<u>630円</u>																																															
第2控室	1時間当たり	<u>630円</u>																																															
ビジネスルーム	1時間当たり	<u>960円</u>																																															
略																																																	
施設等	単位	金額																																															
国際会議場																																																	
会議室	1時間当たり	<u>13,570円</u>																																															
応接室	1時間当たり	<u>1,170円</u>																																															
第1控室	1時間当たり	<u>540円</u>																																															
第2控室	1時間当たり	<u>540円</u>																																															
ビジネスルーム	1時間当たり	<u>830円</u>																																															
略																																																	

展示場		
展示場	1時間当たり	<u>13,980円</u>
略		
情報通信交流館		
大研修室	1時間当たり	<u>2,510円</u>
中研修室	1時間当たり	<u>1,250円</u>
小研修室	1時間当たり	<u>630円</u>
多目的ホール	1時間当たり	<u>6,280円</u>
5階交流室	1人につき1時間当たり	<u>360円</u>
会議室	1時間当たり	<u>630円</u>
3階交流室	1人につき1時間当たり	<u>360円</u>
カンファレンスルーム		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>1,200円</u>
略		
略		

展示場		
展示場	1時間当たり	<u>12,050円</u>
略		
情報通信交流館		
大研修室	1時間当たり	<u>2,090円</u>
中研修室	1時間当たり	<u>1,040円</u>
小研修室	1時間当たり	<u>520円</u>
多目的ホール	1時間当たり	<u>5,230円</u>
5階交流室	1人につき1時間当たり	<u>300円</u>
会議室	1時間当たり	<u>520円</u>
3階交流室	1人につき1時間当たり	<u>300円</u>
カンファレンスルーム		
専用使用の場合	1時間当たり	<u>1,000円</u>
略		
略		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(32)の項(観覧料に係る部分に限る。)及び(35)の項の改正規定並びに第2条の規定(別表第2の5(2)の表の商工奨励館に係る部分を除く。)並びに附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 第1条の規定による改正後の香川県使用料、手数料条例 別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料(8)の項、(16)の項、(17)の項(会議室使用料に係る部分に限る。)及び(32)の項(観覧料に係る部分を除く。)並びに第2条の規定による改正後の香川県都市公園条例別表第2の5(2)の表(商工奨励館に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用の申請又は申込みに係る使用料について適用し、同日前の施設の利用の申請又は申込みに係る使用料については、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に有料公園を定期利用している者の当該定期利用に係る有料公園の使用料の額については、なお従前の例による。